



# 山形県公報

平成18年3月22日(水)  
第1726号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (産業政策課) ...352

### 告 示

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正..... (環境保護課) ...353

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... (置賜総合支庁福祉課) ...354

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... ( 同 ) ... 同

児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... ( 同 ) ... 同

土地区画整理組合の理事の退任の届出..... (都市計画課) ... 同

都市計画事業の変更の認可..... ( 同 ) ...355

同 ..... ( 同 ) ... 同

同 ..... ( 同 ) ... 同

道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...356

同 ..... ( 同 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

同 ..... ( 同 ) ...357

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立..... 同

政治団体の届出事項の異動..... 358

政治団体の解散..... 359

政治団体の収支報告書の要旨..... 360

同 ..... 362

同 ..... 363

同 ..... 368

資金管理団体の指定..... 370

資金管理団体の届出事項の異動..... 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 同

山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則..... 同

病院事業局関係

規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....（病院事業局）...372

公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....（商業経済交流課）... 同  
 .....（ 同 ）...374

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....（公安委員会）...375

規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第17号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条第3項中「、第1会議室及び第2会議室」を「及び会議室」に改める。

別表1施設の項の表を次のように改める。

| 種 別 及 び 面 積 |           | 使 用 料 の 額 |         |        |
|-------------|-----------|-----------|---------|--------|
|             |           | 1月につき     | 1日につき   | 1時間につき |
| 研 究 開 発 室   | 40平方メートル  | 104,000円  | 3,400円  |        |
|             | 68平方メートル  | 176,800円  | 5,800円  |        |
|             | 81平方メートル  | 210,600円  | 7,000円  |        |
|             | 135平方メートル | 351,000円  | 11,700円 |        |
| 新 規 創 業 室   | 40平方メートル  | 60,000円   | 2,000円  |        |
|             | 81平方メートル  | 121,500円  | 4,000円  |        |
| 会 議 室       | 81平方メートル  |           |         | 900円   |
|             | 162平方メートル |           |         | 1,800円 |

備考 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、1日につきの使用料の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

別表2設備の項の表中

|  |                              |      |
|--|------------------------------|------|
|  | コンピュータグラフィックス制作・CADシステム（入門用） | 500円 |
|--|------------------------------|------|

|        |                              |        |        |   |
|--------|------------------------------|--------|--------|---|
| 画像制作設備 | コンピュータグラフィックス制作・CADシステム（一般用） | 1時間あたり | 1,500円 | を |
|        | ノンリニア編集システム                  |        | 5,400円 |   |

|        |             |        |        |       |
|--------|-------------|--------|--------|-------|
| 画像制作設備 | ノンリニア編集システム | 1時間あたり | 5,400円 | に改める。 |
|--------|-------------|--------|--------|-------|

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第216号

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

|           |   |   |  |   |
|-----------|---|---|--|---|
| 日 向 川（全域） | A | □ |  | を |
|-----------|---|---|--|---|

|           |   |   |  |    |
|-----------|---|---|--|----|
| 荒 瀬 川（全域） | A | イ |  | に、 |
| 日 向 川（全域） | A | □ |  |    |

|             |   |   |        |   |
|-------------|---|---|--------|---|
| 赤 川（全域）     | A | イ | } 赤川水域 | を |
| 内 川（全域）     | B | イ |        |   |
| 青 竜 寺 川（全域） | A | イ |        |   |
| 大 山 川（全域）   | B | □ |        |   |

|             |   |   |      |    |
|-------------|---|---|------|----|
| 梵 字 川（全域）   | A | イ | 赤川水域 | に、 |
| 赤 川（全域）     | A | イ |      |    |
| 内 川（全域）     | B | イ |      |    |
| 青 竜 寺 川（全域） | A | イ |      |    |
| 大 山 川（全域）   | B | □ |      |    |

|               |   |   |       |   |
|---------------|---|---|-------|---|
| 丹 生 川（全域）     | A | イ | 最上川水域 | を |
| 村 山 野 川（全域）   | A | □ |       |   |
| 馬 見 ヶ 崎 川（全域） | A | イ |       |   |
| 前 川（全域）       | B | イ |       |   |

|             |   |   |       |       |
|-------------|---|---|-------|-------|
| 立 谷 沢 川（全域） | A | イ | 最上川水域 | に改める。 |
| 銅 山 川（全域）   | A | イ |       |       |
| 丹 生 川（全域）   | A | イ |       |       |
| 村 山 野 川（全域） | A | □ |       |       |

|           |   |   |  |
|-----------|---|---|--|
| 馬見ヶ崎川(全域) | A | イ |  |
| 前川(全域)    | B | イ |  |

山形県告示第217号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                     | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人<br>小国町社会福祉協議会<br>西置賜郡小国町大字岩井沢<br>604番地2 | おぐに社協身体障害者居宅<br>介護事業所<br>西置賜郡小国町大字岩井沢<br>604番地2 | 身体障害者居宅介護    | 平成18年3月14日 |

山形県告示第218号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                     | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人<br>小国町社会福祉協議会<br>西置賜郡小国町大字岩井沢<br>604番地2 | おぐに社協知的障害者居宅<br>介護事業所<br>西置賜郡小国町大字岩井沢<br>604番地2 | 知的障害者居宅介護    | 平成18年3月14日 |

山形県告示第219号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|--------------------------|---------------------------------|-----------|------------|
| 米沢市<br>米沢市金池五丁目2番25号     | 米沢市立ひまわり学園<br>米沢市中央六丁目<br>1番45号 | 児童デイサービス  | 平成18年3月14日 |

山形県告示第220号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により届出のあった山辺町嶋ノ前土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成18年3月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 住 所              | 氏 名     |
|------------------|---------|
| 東村山郡山辺町大字山辺900番地 | 三 浦 一 男 |
| 東村山郡山辺町大字山辺588番地 | 多 田 二 郎 |

## 山形県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上山市公共下水道
- 3 変更内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
昭和50年3月5日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上山市公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道）
- 3 変更内容
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成14年3月8日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
金山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 金山都市計画下水道事業
  - (2) 名称 金山町公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成8年1月9日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町仙石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|-----------------|---|------|------------------|-------------|
| 上山市八日町325番4から   |   | 旧    | 38.5メートル         | メートル<br>268 |
| 同 美咲町一丁目329番2まで |   |      | 17.6             |             |
| 同               | 上 | 新    | 18.8メートル<br>17.6 | 同上          |

## 山形県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長          |
|------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 天童市大字清池字東側20番1から |   | 旧    | 32.0メートル        | メートル<br>236 |
| 同 字西側48番まで       |   |      | 7.0             |             |
| 同                | 上 | 新    | 24.4メートル<br>7.0 | 同上          |

## 山形県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 十日町仙石線
- 2 供用開始の区間 上山市八日町325番4から  
同 美咲町一丁目329番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月22日

## 山形県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月22日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字東側20番1から  
同 字西側48番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月22日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県公安委員会  
委員長 鏡 谷 誠 一

## 山形県公安委員会規則第5号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                   | 事 務 吏 員、技 術 吏 員 其 他 の 職 員 | 合 計  | 備 考    |                                    |
|---------|-------|-----|-------------------|---------------------------|------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補 巡 査 部 長 巡 査 |                           |      |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 57人   | 94人 | 449人              | 600人                      | 234人 | 834人   | 警部補の総数は548人とし、<br>巡査部長の総数は566人とする。 |
| 警 察 署   | 32人   | 87人 | 1,248人            | 1,367人                    | 126人 | 1,493人 |                                    |

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日          |
|-------------|--------|----------|-----------------------|----------------|
| 関ちずこ後援会     | 黒澤 晃   | 高橋 良一    | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝5215番地の154 | 平成<br>18. 1.16 |
| 同志会         | 本田 清   | 吉田 吉市    | 東置賜郡高畠町大字高畠1473番地     | 同<br>2. 1      |
| 渡辺孝男後援会あずま会 | 吉田 一也  | 吉田 芳一    | 山形市あこや町三丁目6番6号        | 同<br>2.17      |

## 山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 政党

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 内 容                  |                 | 届出年月日          |
|------------------|------------|----------------------|-----------------|----------------|
|                  |            | 新                    | 旧               |                |
| 自由民主党山辺町支部       | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字山辺2223 - 17 | 東村山郡山辺町大字山辺1119 | 平成<br>18. 2. 7 |
|                  | 代表者        | 村岡 俊一                | 新目 視悦           |                |
|                  | 会計責任者      | 新目 弘樹                | 広谷 長敏           |                |
| 自由民主党21世紀山形をつくる会 | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡河北町谷地字田中195 - 3  | 上山市金生1 - 5 - 11 | 同<br>2.13      |
|                  | 代表者        | 宇野 壽生                | 比留間 章           |                |
| 自由民主党藤島支部        | 政治団体の名称    | 自由民主党藤島支部            | 自由民主党藤島町支部      | 同<br>2.22      |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 内 容                   |              | 届出年月日          |
|-------------|------------|-----------------------|--------------|----------------|
|             |            | 新                     | 旧            |                |
| 斎藤健一後援会     | 代表者        | 佐藤 重光                 | 石崎 幸雄        | 平成<br>18. 2. 1 |
| 守朋会         | 代表者        | 日向 宏                  | 阿部 伊一郎       | 同              |
| 南陽市東置賜郡医師連盟 | 代表者        | 佐藤 忠宏                 | 齊藤 忠明        | 同<br>2. 3      |
| 元木洋介後援会     | 代表者        | 元木 洋介                 | 八 鍬 福 栄      | 同<br>2. 9      |
| 地域活性化研究会    | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎1 - 6 - 52 - D号 | 酒田市若原町1 - 44 | 同<br>2.13      |

|              |               |                       |                       |           |
|--------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 本間しんいち後援会    | 主たる事務所の所在地    | 鶴岡市羽黒町川代字中川代245番地     | 鶴岡市羽黒町荒川字西田38の3       | 同<br>2.14 |
| 小野一晴立川町後援会   | 代 表 者         | 小 野 茂                 | 太 田 久 男               | 同<br>2.17 |
|              | 会 計 責 任 者     | 高 橋 実 喜 雄             | 日 向 正 希               |           |
| 山形県美容政治連盟    | 会 計 責 任 者     | 小 山 利 夫               | 中 村 政 嗣               | 同         |
| 山形県民社協会新庄支部  | 会 計 責 任 者     | 手 塚 健 治               | 佐 藤 祐 司               | 同         |
| 佐々木謙二を育てる会   | 代 表 者         | 菅 野 祐 一               | 佐 々 木 三 男             | 同<br>2.20 |
| いちむら浩一後援会    | 代 表 者         | 池 田 金 弥               | 堀 正 彦                 | 同<br>2.21 |
| 浩 進 会        | 政 治 団 体 の 名 称 | 浩 進 会                 | 元 気 ・ 酒 田 を つ く る 会   | 同         |
| 遠藤秀利後援会      | 代 表 者         | 遠 藤 秀 利               | 遠 藤 昭 一               | 同<br>2.22 |
| 松田良吉後援会      | 代 表 者         | 田 村 謹 一               | 鈴 木 昭 彦               | 同         |
| 山形県民社協会寒河江支部 | 代 表 者         | 奥 山 茂 喜               | 和 泉 康 祐               | 同         |
|              | 会 計 責 任 者     | 馬 場 敦                 | 八 鍬 幸 司               |           |
| 鈴木ひであき後援会    | 代 表 者         | 高 橋 政 一               | 公 平 英 夫               | 同<br>2.23 |
| 高橋ひろみ後援会     | 会 計 責 任 者     | 高 橋 努                 | 鈴 木 千 坂               | 同         |
| 山形県接骨師連盟     | 代 表 者         | 小 山 健                 | 森 重 次                 | 同         |
| 佐藤忠智後援会      | 会 計 責 任 者     | 佐 藤 た え 子             | 久 松 広 保               | 同<br>2.24 |
| 山口けい子後援会     | 会 計 責 任 者     | 山 口 桂 子               | 土 屋 政 浩               | 同         |
| 渡辺孝男後援会あづま会  | 政 治 団 体 の 名 称 | 渡 辺 孝 男 後 援 会 あ づ ま 会 | 渡 辺 孝 男 後 援 会 あ づ ま 会 | 同<br>2.27 |

山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年3月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 野尻八郎後援会       | 解 散          | 平成16. 6. 30   |
| 東日本医療福祉改革調査会  | 解 散          | 平成17. 7. 1    |

|                 |     |            |
|-----------------|-----|------------|
| 守朋会             | 解 散 | 同 7.31     |
| 富樫文雄後援会         | 解 散 | 同 11. 5    |
| 佐藤治郎作後援会        | 解 散 | 同 12. 1    |
| 佐藤正志後援会         | 解 散 | 同 12.20    |
| 佐藤豊後援会          | 解 散 | 同 12.22    |
| 阿部助作後援会         | 解 散 | 同 12.30    |
| 遠藤重輔後援会         | 解 散 | 同 12.31    |
| 佐々木俊司後援会        | 解 散 | 同          |
| 菅原健後援会          | 解 散 | 同          |
| 21世紀を築く県民の会金山支部 | 解 散 | 同          |
| 水尾京子後援会         | 解 散 | 同          |
| 菊池ひろお後援会        | 解 散 | 平成18. 1.30 |

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

（その他の政治団体） 単位：円

| 政治団体の名称                          | 地域活性化研究会  | 小野一晴立川町後援会 |
|----------------------------------|-----------|------------|
| 報告年月日                            | 18. 2. 13 | 18. 2. 17  |
| 収入総額                             | 0         | 22,373     |
| 前年繰越額                            | 0         | 873        |
| 本年收入額                            | 0         | 21,500     |
| 支出総額                             | 0         | 20,963     |
| 本年收入の内訳                          |           |            |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |           |            |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0         | 0          |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |           |            |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |           |            |
| 政党匿名寄附                           |           |            |
| 事業収入（内訳別掲）                       |           | 21,500     |
| 交付金収入                            |           |            |
| 借入金（内訳別掲）                        |           |            |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |           |            |
| 支出の内訳                            |           |            |
| 経常経費                             | 0         | 0          |
| 人件費                              |           |            |
| 光熱水費                             |           |            |
| 備品・消耗品費                          |           |            |
| 事務所費                             |           |            |
| 政治活動費                            | 0         | 20,963     |
| 組織活動費                            |           | 20,963     |
| 選挙関係費                            |           |            |
| 事業費                              | 0         | 0          |
| 機関紙誌発行事業費                        |           |            |
| 宣伝事業費                            |           |            |
| パーティー事業費                         |           |            |
| その他の事業費                          |           |            |
| 調査研究費                            |           |            |
| 寄附・交付金                           |           |            |
| その他の経費                           |           |            |
| 資産等の有無                           | 無         | 無          |

小野一晴立川町後援会

○事業収入の内訳

事業の種類

金 額

総会

21,500円



## 菊池ひろお後援会

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 鈴木康洋      | 445,000円 | 村山市    |
| 青柳市夫      | 50,000円  | 村山市    |

## 山形県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                          | 21世紀を築く県民の会金山支部 | 守 朋 会     | 東日本医療福祉改革調査会 | 阿部助作後援会      |
|----------------------------------|-----------------|-----------|--------------|--------------|
| 報告年月日                            | 18. 1. 10       | 18. 2. 1  | 18. 2. 1     | 18. 2. 3     |
| 収入総額                             | 292,062         | 2,002,084 | 403,166      | 21,000       |
| 前年繰越額                            | 132,062         | 952,084   | 403,166      | 1,000        |
| 本年収入額                            | 160,000         | 1,050,000 | 0            | 20,000       |
| 支出総額                             | 292,062         | 2,002,084 | 403,166      | 21,000       |
| 本年収入の内訳                          |                 |           |              |              |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                 |           |              | 20,000<br>20 |
| 寄附(内訳別掲)                         | 160,000         | 1,050,000 | 0            | 0            |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |                 | 1,050,000 |              |              |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 160,000         |           |              |              |
| 政党匿名寄附                           |                 |           |              |              |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                 |           |              |              |
| 交付金収入                            |                 |           |              |              |
| 借入金(内訳別掲)                        |                 |           |              |              |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                 |           |              |              |
| 支出の内訳                            |                 |           |              |              |
| 経常経費                             | 128,307         | 1,692,084 | 300,000      | 0            |
| 人件費                              |                 | 1,040,000 | 200,000      |              |
| 光熱水費                             | 60,000          | 112,200   | 10,000       |              |
| 備品・消耗品費                          | 5,762           | 215,100   | 20,000       |              |
| 事務所費                             | 62,545          | 324,784   | 70,000       |              |
| 政治活動費                            | 163,755         | 310,000   | 103,166      | 21,000       |
| 組織活動費                            | 163,755         |           |              | 21,000       |
| 選挙関係費                            |                 |           |              |              |
| 事業費                              | 0               | 0         | 0            | 0            |
| 機関紙発行事業費                         |                 |           |              |              |
| 宣伝事業費                            |                 |           |              |              |
| パーティー事業費                         |                 |           |              |              |
| その他の事業費                          |                 |           |              |              |
| 調査研究費                            |                 | 310,000   | 103,166      |              |
| 寄附・交付金                           |                 |           |              |              |
| その他の経費                           |                 |           |              |              |
| 資産等の有無                           | 無               | 無         | 無            | 無            |

単位:円

| 政治団体の名称                          | 佐藤治郎作後援会 | 富樫文雄後援会  | 野尻八郎後援会  | 佐藤正志後援会  |
|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                            | 18. 2. 7 | 18. 2.10 | 18. 2.10 | 18. 2.15 |
| 収入総額                             | 0        | 9,233    | 742      | 2,772    |
| 前年繰越額                            | 0        | 9,233    | 742      | 2,772    |
| 本年收入額                            | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                             | 0        | 9,200    | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |          |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |          |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |          |          |          |
| 政党匿名寄附                           |          |          |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |          |          |          |
| 交付金収入                            |          |          |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |          |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |          |          |          |
| 支出の内訳                            |          |          |          |          |
| 経常経費                             | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 人件費                              |          |          |          |          |
| 光熱水費                             |          |          |          |          |
| 備品・消耗品費                          |          |          |          |          |
| 事務所費                             |          |          |          |          |
| 政治活動費                            | 0        | 9,200    | 0        | 0        |
| 組織活動費                            |          |          |          |          |
| 選挙関係費                            |          |          |          |          |
| 事業費                              | 0        | 9,200    | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          | 9,200    |          |          |
| 宣伝事業費                            |          |          |          |          |
| パーティー事業費                         |          |          |          |          |
| その他の事業費                          |          |          |          |          |
| 調査研究費                            |          |          |          |          |
| 寄附・交付金                           |          |          |          |          |
| その他の経費                           |          |          |          |          |
| 資産等の有無                           | 無        | 無        | 無        | 無        |



単位：円

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                          | 水尾京子後援会  |
| 報告年月日                            | 18. 2.28 |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年收入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

21世紀を築く県民の会金山支部

○寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称  
貢友会金 額  
160,000円住所・所在地  
最上郡金山町

## 守 朋 会

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

上 野 隆 一

700,000円

鶴岡市

金 子 朝 子

350,000円

山形市

## 佐藤豊後援会

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

佐 藤 豊

2,375円

酒田市

## 山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

(その他の政治団体) 単位:円

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 政治団体の名称                          | 菊池ひろお後援会 |
| 報告年月日                            | 18. 2.23 |
| 収入総額                             | 652,678  |
| 前年繰越額                            | 652,678  |
| 本年收入額                            | 50,000   |
| 支出総額                             | 111,470  |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 50,000   |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 50,000   |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 111,470  |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             | 111,470  |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

菊池ひろお後援会

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

鈴木 康 洋

50,000円

村山市

## 山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地             | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|-------|-----------|------------------------|--------|------------|
| 元木洋介   | 鮭川村長  | 元木洋介後援会   | 最上郡鮭川村大字中渡<br>1314 - 3 | 元木洋介   | 平成18. 2. 9 |

## 山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項    | 内容          |                      |
|-----------|---------|---------|-------------|----------------------|
|           |         |         | 新           | 旧                    |
| 後藤和信      | 天童市議会議員 | 公職の種類   | 天童市議会議員（現職） | 天童市議会議員（候補者となろうとする者） |
| 市村浩一      | 酒田市議会議員 | 政治団体の名称 | 浩進会         | 元気・酒田をつくる会           |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第105条第1項中「災害派遣手当」を「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第3項において同じ。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6 - 2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第2条の2第3項中「5級」を「3級」に改め、同項第1号中「11級」を「9級」に改め、同項第2号中「10級」を「8級」に改め、同項第3号中「9級」を「7級」に改め、同項第4号中「8級」を「6級」に改め、同項第5号中「7級」を「5級」に改め、同項第6号中「6級」を「4級」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第 1

行政職給料表の各級に相当する職務の級

| 行政職給料表<br>区分<br>給料表 | 9<br>8        | 級<br>級 | 7<br>6<br>5<br>4     | 級<br>級<br>級 | 3      | 級      | 2                               | 級                               | 1                    | 級 |
|---------------------|---------------|--------|----------------------|-------------|--------|--------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------|---|
| 公安職給料表              | 9<br>8        | 級<br>級 | 7<br>6<br>5          | 級<br>級<br>級 | 4      | 級      | 3級9号給以上<br>2級33号給以上<br>1級41号給以上 | 3級8号給以下<br>2級32号給以下<br>1級40号給以下 |                      |   |
| 海事職給料表              |               |        | 5<br>4               | 級<br>級      | 3      | 級      | 2級9号給以上                         | 2級8号給以下<br>1                    |                      | 級 |
| 教育職給料表(1)           | 4<br>3        | 級<br>級 | 2級37号給以上             |             |        |        | 2級25号給から<br>36号給まで              | 2級9号給から<br>24号給まで<br>1級41号給以上   | 2級8号給以下<br>1級40号給以下  |   |
| 教育職給料表(2)           | 4<br>3級17号給以上 | 級      | 3級16号給以下<br>2級45号給以上 |             |        |        | 2級37号給から<br>44号給まで              | 2級21号給から<br>36号給まで<br>1級41号給以上  | 2級20号給以下<br>1級40号給以下 |   |
| 教育職給料表(3)           | 4<br>3級9号給以上  | 級      | 3級8号給以下<br>2級5号給以上   |             |        |        | 2級4号給以下<br>1級25号給以上             | 1級9号給から<br>24号給まで               | 1級8号給以下              |   |
| 研究職給料表              | 5             | 級      | 4<br>3               | 級<br>級      |        |        | 2級25号給以上                        | 2級9号給から<br>24号給まで<br>1級45号給以上   | 2級8号給以下<br>1級44号給以下  |   |
| 医療職給料表(1)           | 4<br>3        | 級<br>級 | 2<br>1級25号給以上        | 級           |        |        | 1級13号給から<br>24号給まで              | 1級12号給以下                        |                      |   |
| 医療職給料表(2)           |               |        | 7<br>6<br>5          | 級<br>級<br>級 | 4<br>3 | 級<br>級 | 3級4号給以下<br>2級9号給以上              | 3級4号給以下<br>2級9号給以上              | 2級8号給以下<br>1         | 級 |
| 医療職給料表(3)           |               |        | 6<br>5               | 級<br>級      | 4<br>3 | 級<br>級 | 3級4号給以下<br>2級29号給以上             | 3級4号給以下<br>2級29号給以上             | 2級28号給以下<br>1        | 級 |

(注) この表は、別表第1の2の適用を受ける職員には適用しない。

別表第1の2

再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

| 行政職給料表<br>区分<br>給料表 | 9<br>8 | 級<br>級 | 7<br>6<br>5<br>4 | 級<br>級<br>級 | 3 | 級 | 2           | 級           | 1 | 級 |
|---------------------|--------|--------|------------------|-------------|---|---|-------------|-------------|---|---|
| 公安職給料表              | 9<br>8 | 級<br>級 | 7<br>6<br>5      | 級<br>級<br>級 | 4 | 級 | 3<br>2<br>1 | 級<br>級<br>級 |   |   |
| 海事職給料表              |        |        | 5<br>4           | 級<br>級      | 3 | 級 | 2           | 級           | 1 | 級 |
| 教育職給料表(1)           | 4<br>3 | 級<br>級 | 2                | 級           |   |   | 1           | 級           |   |   |
| 教育職給料表(2)           | 4<br>3 | 級<br>級 | 2                | 級           |   |   | 1           | 級           |   |   |
| 教育職給料表(3)           | 4      | 級      | 3<br>2           | 級<br>級      | 1 | 級 |             |             |   |   |

|           |            |                   |            |     |     |
|-----------|------------|-------------------|------------|-----|-----|
| 研究職給料表    | 5 級        | 4 級<br>3 級        | 2 級        | 1 級 |     |
| 医療職給料表(1) | 4 級<br>3 級 | 2 級               | 1 級        |     |     |
| 医療職給料表(2) |            | 7 級<br>6 級<br>5 級 | 4 級<br>3 級 | 2 級 | 1 級 |
| 医療職給料表(3) |            | 6 級<br>5 級        | 4 級<br>3 級 | 2 級 | 1 級 |

（注）再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月22日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表死体検案料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号。以下「療養に係る健康保険法の告示」という。）を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同表死体処置料の項中「療養に係る健康保険法の告示別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項」を「診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部第1節第1款創傷処理の項及び小児創傷処理（6歳未満）の項」に改め、同表受託検査及びレントゲン撮影料の項中「療養に係る健康保険法の告示」を「診療報酬の算定方法」に改め、同表の備考第2項中「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第236号）第3号又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号）」を「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年7月22日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴岡南ショッピングセンター  
鶴岡市ほなみ町9番35号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）

| 氏名又は名称        | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生 |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       | 本 田 進   |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 前 田 勝 敏 |
| 佐 藤 吉 蔵       | 鶴岡市朝陽町3番6号              |         |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60  | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 ブックバーン   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号      | 柿 内 宏 一 |
| 株式会社 ニューステップ  | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 高 田 覚 司 |
| 株式会社 メガネスーパー  | 東京都千代田区日本橋錦町三丁目4番16号    | 田 中 由 子 |
| 有限会社 木 村 屋    | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 勲   |

（変更後）

| 氏名又は名称        | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|---------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生   |
| ジャスフォート株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       | 本 田 進     |
| ホームック株式会社     | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 佐 藤 吉 蔵       | 鶴岡市朝陽町3番6号              |           |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 ゲオアール    | 愛知県春日井市高山町一丁目3番地の10     | 後 藤 耕 二   |
| 株式会社 ニューステップ  | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 メガネスーパー  | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社 木 村 屋    | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社大創産業に係る事項  
平成16年4月30日
- (2) 株式会社ニューステップに係る事項  
平成16年5月11日
- (3) 株式会社ゲオオールに係る事項  
平成17年1月20日
- (4) ホーマック株式会社に係る事項  
平成17年8月21日
- (5) 前記以外に係る事項  
平成18年3月6日

## 5 届出年月日

平成18年3月8日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年7月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに新庄市役所において平成18年7月22日まで縦覧に供する。

平成18年3月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番2外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 反 田 悦 生 |
| 株式会社 キ ン グ    | 東根市温泉町一丁目2番18号         | 猪 股 昭 男 |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 ニューステップ  | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 高 田 覚 司 |
| 株式会社 ツ ル ハ    | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号  | 鶴 羽 樹   |

|                   |            |       |
|-------------------|------------|-------|
| 株式会社 ハムシステム庄<br>内 | 酒田市大町8番34号 | 佐藤 公俊 |
| 未定                |            |       |

(変更後)

| 名 称               | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-------------------|-----------------------|--------|
| マックスバリュ東北株式会社     | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 反田 悦生  |
| 株式会社 キング          | 東根市温泉町一丁目2番18号        | 猪股 昭男  |
| 株式会社 大創産業         | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 矢野 博丈  |
| 株式会社 ニューステップ      | 東京都中央区新川一丁目22番15号     | 岩田 愛一郎 |
| 株式会社 ツルハ          | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番21号 | 鶴羽 樹   |
| 株式会社 ハムシステム庄<br>内 | 酒田市大町8番34号            | 佐藤 公俊  |
| 株式会社 コナカ          | 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号  | 湖中 謙介  |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社大創産業に係る事項  
平成16年4月30日
- (2) 株式会社ツルハに係る事項  
平成16年10月12日
- (3) 株式会社コナカに係る事項  
平成17年10月8日

## 5 届出年月日

平成18年3月8日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年7月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成18年3月22日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

## 1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査
  - ア 技能検定員審査（大型）
  - イ 技能検定員審査（普通）

- ウ 技能検定員審査（大特）
- エ 技能検定員審査（大自二）
- オ 技能検定員審査（普自二）
- カ 技能検定員審査（牽引）
- キ 技能検定員審査（大型二種）
- ク 技能検定員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（普通）
- ウ 教習指導員審査（大特）
- エ 教習指導員審査（大自二）
- オ 教習指導員審査（普自二）
- カ 教習指導員審査（牽引）
- キ 教習指導員審査（大型二種）
- ク 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成18年4月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成18年4月6日（木）から同月12日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。